

# 大崎市教育の振興に関する大綱

平成29年10月  
大崎市  
(令和5年3月改定)

# 大崎市教育の振興に関する大綱

## 1. 大崎市教育の振興に関する大綱の趣旨

大崎市教育の振興に関する大綱（以下「大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する国の教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参酌し、本市の実情を踏まえた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、大崎市長が総合教育会議において教育委員会と協議し、平成29年10月に策定しました。

大綱の期間を令和4年度までとしていたことから、その後の学習指導要領の改定や第2次大崎市総合計画後期基本計画を踏まえ、基本目標に示す施策の方向性の新たな内容の追加や修正などの改定を行うものです。

## 2. 大綱の位置づけ

大綱は、これまで掲げてきた大崎市教育基本方針を包含し、大崎市総合計画と整合性を図って策定したもので、本市の教育行政に関する最上位の指針となるものです。

## 3. 大綱の期間

改定する大綱の期間は、令和5年度から令和9年度までとします。

#### 4. 基本方針

**基本方針 1 豊かな心と生きる力を育み、未来を拓く人材を育てます**

**基本方針 2 夢や志を大切に、意欲をもって学ぶ子どもを育てます**

**基本方針 3 互いを思いやり、支え合って、誇れる郷土をつくります**

**基本方針 4 大崎の歴史と文化、伝統をみがき、未来へつなぎます**

**基本方針 5 スポーツを通して健康で活力あふれる人材を育てます**

## 5. 基本目標

基本目標 1	自ら考え行動し、社会の変化に対応できる人材の育成
<p><b>【施策の方向性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯を通して学び、人権問題や国際理解、SDGs の取り組み、情報化等、著しく変化する社会に柔軟に対応できる人材を育てます。</li> <li>○社会体験活動などの学習の充実により、豊かな感受性、協調性やコミュニケーション力を養い、主体的に行動できる人材を育てます。</li> <li>○一人ひとりが主体的に生涯学習活動に取り組めるよう、学習環境の整備や学習機会を創出します。</li> <li>○ICTを活用した学習活動を充実し、情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育を推進します。</li> </ul>	

基本目標 2	「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた子どもの育成
<p><b>【施策の方向性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、学んだことを基に、自ら考え、問題を解決する力を育みます。</li> <li>○子どもの将来の夢や目標の実現に向け、社会での役割と、自己のより良い生き方を考える「志」教育を推進します。</li> <li>○道徳教育により、教育活動全体を通じて、他人を思いやる気持ちや命を大切にする心を育て、子どもの豊かな人間性と社会性を培います。</li> <li>○子どもの健やかな成長のため、望ましい生活習慣や運動習慣を身に付け、食育を通じ、丈夫で健康な体を育てます。</li> <li>○子どもの育つ権利を確保するため、すべての子どもが共に学べる学習環境を構築するとともに、それぞれに応じた多様な学び場として安心できる居場所づくりを推進します。</li> </ul>	

基本目標 3	防災教育の充実と、安全・安心な教育環境の整備
<p><b>【施策の方向性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災知識の普及啓発や防災訓練を実施し、日頃から災害に備える防災意識や災害対応能力の向上を図ります。</li> <li>○学校と地域が連携し、防災、減災体制の強化を図り、災害時の子どもの安全を確保します。</li> <li>○学校施設の改修や防災対策を計画的に推進し、安心して学べる教育環境の整備を図ります。</li> <li>○家庭・地域・学校が相互に連携し防犯体制の強化を図り、子どもの安全の確保についての取組みを進めます。</li> </ul>	

<b>基本目標 4</b>	<b>家庭や地域，学校が協働して子どもを育てる環境づくり</b>
---------------	----------------------------------

**【施策の方向性】**

- 家庭，地域，学校が連携して地域学校協働活動を推進し，地域の教育力の向上を図ります。
- 地域と学校が一体となった教育活動を展開し，地域人材の活用と子どもの社会参加を推進します。
- 子どもの健全育成に関わる親の学びを促進するため，家庭教育支援を推進します。

<b>基本目標 5</b>	<b>豊かな自然，魅力ある地域文化の継承と創造・発信</b>
---------------	--------------------------------

**【施策の方向性】**

- 創造力や表現力につながる豊かな感性を醸成するため，多様な体験の機会となる芸術文化活動を推進します。
- 歴史と文化及び伝統を保存・継承し，その価値や魅力を伝え，生まれ育った郷土への理解と愛着を深めます。
- 豊かな自然環境を守り伝え，世界農業遺産「大崎耕土」などの身近な自然を活用した環境教育を推進し，人と環境との関わりや環境問題に対する理解と関心を深めます。

<b>基本目標 6</b>	<b>健康で生涯にわたり楽しめるスポーツ環境の構築</b>
---------------	-------------------------------

**【施策の方向性】**

- 市民の健康づくりと体力増進を図るため，スポーツの推進体制を充実し，それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。
- 地域に根ざしたスポーツ団体の活動支援や指導者の育成を図り，競技力の向上と多様な体験機会の充実を図ります。
- だれもが気軽にスポーツとふれあう機会を設け，親しみやすいスポーツ環境の整備と拡充を図ります。